

証券コード 7591
平成27年6月3日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目12番10号

株式会社 エクセル

代表取締役社長 谷 村 偉 作

第55期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区西新橋三丁目12番10号
当社本社 5階会議室
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第55期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.excelweb.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクス継続の中、円安継続による輸出環境改善・国内生産回帰、東京オリンピック開催への期待感もあり、概ね順調に回復してきております。一方で、外需面は米国経済が回復基調にあります。中国・ユーロ圏の景気動向、地政学リスク、原油価格動向への留意が必要な状況となっております。

当社グループの属する電子部品業界においては、スマートフォン・タブレット関連市場の好調が継続しておりますが、主力事業者の入れ替わりや製品勢力図の急速な変化の中、大手メーカーを含めた収益面での格差拡大も出てきております。

当社グループにおいては、日系顧客の海外生産シフトに伴う海外直接取引の増大ならびに海外顧客とのビジネス開拓に取り組み、事業規模の維持拡大に努めた結果、売上高は2,352億72百万円（前期比81.2%増）となりました。

一方、売上原価は2,264億93百万円（前期比82.7%増）となり、売上総利益は87億79百万円（前期比50.1%増）となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費21億66百万円（前期比3.9%減）を主体として総額42億29百万円（前期比9.9%増）となり、結果営業利益は、45億49百万円（前期比127.5%増）となっております。

営業外収益は、為替差益129百万円（前期比5.7%減）、負ののれん償却額62百万円（前期比同額）を中心に2億99百万円（前期比10.5%減）となりました。

営業外費用では、支払利息170百万円（前期比285.7%増）を中心として194百万円（前期比174.1%増）となり、結果経常利益は、46億53百万円（前期比105.6%増）となりました。

特別損益では、特別損失として台湾におけるいわゆる会社更生法を申請したWINTEK社への掛掛債権に対する貸倒引当金繰入額137億20百万円（注）等を計上しております。（注：債権は129百万米ドルで、換算レートは第1四半期から第4四半期までの平均レートを使用しております）

更に法人税等調整額を含めた税金費用として△12億79百万円（前期は7億1百万円）等を計上し、当期純損失は78億5百万円（前期は当期純利益15億17百万円）となりました。

各品目別の概況は次のとおりであります。

（液晶デバイス）

国内市場でのアミューズメント向け液晶デバイス販売が低迷しましたが、日本および海外市場における中小型、大型液晶の販売が大幅に拡大し、売上高は1,534億12百万円（前期比148.5%増）となりました。

（半導体・集積回路）

国内市場でのLED照明ビジネスが減少したものの、海外市場におけるスマートフォン向けドライバーICの販売が大幅に拡大し、売上高は220億70百万円（前期比101.7%増）となりました。

（電子部品・その他）

海外市場での液晶モジュール用デバイス販売が若干増加したことにより、売上高は597億88百万円（前期比4.9%増）となりました。

なお、生産については、前連結会計年度に生産事業を取りやめたため、売上高はゼロとなりました。そのため、当連結会計年度より区分掲記を取りやめております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、特に記載すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として153億81百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと考えております。

- ① 国内ビジネスの再構築
円安進行に伴う製造業の国内回帰の動きに対応し、これまで縮小傾向にあった国内ビジネスの再構築に注力してまいります。
- ② 業績の安定性確保のため、核となる取引先を増やす
特定の仕入先・販売先への過度の依存により当社業績が大きく左右される体質から、核となる取引先増加によるバランス改善を通じて業績の安定性向上を目指します。
- ③ 海外ビジネス拡大に向けたグローバル人材の育成・確保
海外現地企業取引開拓強化に向け、現地社員の積極的登用に加え、成長性のあるマーケットへの人材シフトを推進してまいります。
- ④ 毀損した自己資本の早期復旧
第55期に発生した損失による自己資本の減少を踏まえ、経営の安定性確保のため、毀損した自己資本の早期復旧に努めてまいります。
- ⑤ 与信管理体制の更なる強化
第55期の不良債権発生への反省から、現状の問題点を十分検証したうえ、与信管理体制および意思決定プロセスの見直しを図る所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第52期 (平成24年3月期)	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	75,392	88,840	129,806	235,272
経常利益(百万円)	1,139	1,469	2,263	4,653
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	732	1,054	1,517	△7,805
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)(円)	84.53	121.73	175.14	△900.72
総資産(百万円)	33,643	52,589	66,831	107,949
純資産(百万円)	23,007	24,916	28,476	20,864

(注) 「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第52期 (平成24年3月期)	第53期 (平成25年3月期)	第54期 (平成26年3月期)	第55期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売上高(百万円)	33,608	31,335	31,546	27,847
経常利益(百万円)	759	764	781	902
当期純利益(百万円)	484	501	415	603
1株当たり当期純利益金額 (円)	55.95	57.90	47.97	69.61
総資産(百万円)	25,128	28,205	34,583	64,562
純資産(百万円)	19,878	20,708	22,033	22,858

(注) 「1株当たり当期純利益金額」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社には該当する親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
曄華企業股份有限公司	NT \$ 8,250千	100.0%	電子部品の販売
緯曄科技(香港)有限公司	US \$ 1,000千	(70.0%)	電子部品の販売
卓華電子(香港)有限公司	HK \$ 23,550千	100.0%	電子部品の販売
卓煇国際貿易(上海)有限公司	US \$ 200千	(100.0%)	電子部品の販売
卓煇電子貿易(深圳)有限公司	US \$ 75千	(100.0%)	電子部品の販売
EXCEL SINGAPORE PTE.LTD.	S \$ 500千	100.0%	電子部品の販売
EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO.,LTD.	THB 10,000千	100.0%	電子部品の販売

- (注) 1. 緯曄科技(香港)有限公司は、当社の子会社である曄華企業股份有限公司が70%出資する子会社であります。
2. 卓煇国際貿易(上海)有限公司、卓煇電子貿易(深圳)有限公司は、当社の子会社である卓華電子(香港)有限公司の100%子会社であります。
3. 卓華電子科技(深圳)有限公司、卓華電子科技(惠州)有限公司は卓華電子(香港)有限公司の100%子会社でありましたが、当期に清算終了し、連結の範囲から除外しております。

(7) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

液晶等表示デバイス、集積回路、半導体素子、その他の電子部品および電子機器の販売ならびにこれらの輸出入業務を行っております。

(8) 主要な営業所 (平成27年3月31日現在)

① 当 社

本 社 東京都港区西新橋三丁目12番10号
市ヶ谷支店 東京都千代田区九段南四丁目5番11号
東京南支店 神奈川県川崎市宮前区有馬九丁目3番1号
名古屋支店 愛知県名古屋市南区塩屋町六丁目21番地
大阪支店 大阪府大阪市淀川区西中島六丁目7番3号
営業所等

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
福 島	福 島 県	沼 津	静 岡 県
水 戸	茨 城 県	松 本	長 野 県
行 田	埼 玉 県	物流センター	埼 玉 県
さいたま	埼 玉 県	大阪商品センター	大 阪 府
北 陸	石 川 県		

② 子 会 社

名 称	所 在 地
擘華企業股份有限公司	台湾
緯擘科技(香港)有限公司	中国
卓華電子(香港)有限公司	中国
卓擘国際貿易(上海)有限公司	中国
卓擘電子貿易(深圳)有限公司	中国
EXCEL SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.	タイ

(9) 従業員 の 状 況 (平成27年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
262名	2名減

(注) 従業員数は嘱託、顧問を含み、パート、派遣社員を除く就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
161名 [15名]	5名減 [2名減]	44.6歳	16.2年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者は [] 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 主 要 な 借 入 先 (平成27年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,581百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,232百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,738百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100百万円

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,086,755株
 (3) 株主数 4,626名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド (プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ)	821千株	9.5%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505224	271	3.1
株式会社 リョーサン	211	2.4
株式会社 みずほ銀行	204	2.4
日本証券金融株式会社	196	2.3
米 山 鐘 秀	169	2.0
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアール デイ アイエスジー エフイー エ イ シ	158	1.8
株式会社 三井住友銀行	156	1.8
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	122	1.4
日本生命保険相互会社	110	1.3

(注) 1. 当社は、自己株式420,447株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は、自己株式（420,447株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
谷村 偉作	代表取締役社長	
上田 豊男	常務取締役営業統轄	EXCEL SINGAPORE PTE.LTD. MANAGING DIRECTOR
大滝 伸明	常務取締役事業推進統轄	緯曄科技（香港）有限公司董事長
太田 勝男	取締役 管理本部長兼経理部長	
富永 之衛	取締役海外第一営業本部長	卓華電子（香港）有限公司董事長 卓煇電子貿易（深圳）有限公司董事長 EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD. MANAGING DIRECTOR
佐治 寛	取締役	
吉澤 雅之	常勤監査役	
都甲 和幸	監査役	公認会計士
大宮 竹彦	監査役	弁護士

- (注) 1. 平成26年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役橋本善夫氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成26年6月26日開催の第54期定時株主総会において、富永之衛氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役佐治寛氏は、社外取締役にあります。
4. 平成26年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって、監査役浅川修氏は任期満了により退任いたしました。
5. 平成26年6月26日開催の第54期定時株主総会において、大宮竹彦氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
6. 監査役都甲和幸、大宮竹彦の両氏は社外監査役にあります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 常勤監査役吉澤雅之氏は、長らく金融機関に勤務し、また当社の総務部長およびCSR推進室長を歴任しており、財務およびコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役都甲和幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役大宮竹彦氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

① 報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、取締役ごとの業績評価に基づく基本報酬と、その役位に応じて算定される役員手当との合計額を基礎とし、会社の業績、従業員の給与等を総合的に勘案して決定いたします。賞与につきましては、会社の業績、従業員の賞与額等を総合的に勘案し算定した総額を、取締役ごとの業績評価、役位に応じて按分して決定いたします。

監査役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査の職責を負うことから、定額報酬として、職位に応じて定められた額を支給しております。

これらの方針は、当社の取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1)	119百万円 (6)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3)	19百万円 (7)
合計 (うち社外役員)	11名 (4)	138百万円 (13)

- (注) 1. 上記には、平成26年6月26日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および退任した監査役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第47期定時株主総会において年額450,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成10年12月18日開催の第38期定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	佐 治 寛	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監 査 役	都 甲 和 幸	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、また当事業年度に開催された監査役会5回の全てに出席し、豊富な実務経験に基づき議案の審議等に必要な発言を適宜行いました。
監 査 役	大 宮 竹 彦	平成26年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、また就任以降、当事業年度に開催された監査役会4回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言等を適宜行いました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、その基本方針を取締役会において決議しており、その内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念E x 21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全取締役に順守を求める。
 - ② 取締役は、職務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。
 - ② その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。
 - ③ 取締役並びに監査役は、それらの情報を常時閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、リスク管理規程を定め、当社の事業活動、経営環境、財産の状況を踏まえ、企業戦略との整合性のとれたリスク管理に資することを目的にリスク管理全体を統括・管理するリスク管理委員会を設置する。
 - ② リスク管理委員会は、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い、取締役会に報告の上、必要な体制構築・対策の実施を担当部署に指示するものとする。
 - ③ 各担当部署は、指示された体制・対策推進のための具体的な計画を策定して、推進状況を定期的にリスク管理委員会に報告する。
 - ④ リスク管理委員会は、上記担当部署報告に基づき、リスクの管理状況等を取締役会に報告する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 当社は、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図る。

- ② 取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。
 - ③ 業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念E x 21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全使用人に順守を求める。
 - ② 監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報・相談する窓口を設置し、社内自浄能力の向上を図る。
- (6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社が法令順守並びに企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として定めた「企業理念E x 21」並びに「法令順守マニュアル」は、当社及び子会社から成る当社グループの全使用人に順守を求める。
 - ② 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁、報告制度による子会社経営の管理を行う。
 - ③ 代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムの整備並びに実施状況の評価・改善に取り組む。
 - ④ 内部監査部門である監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施又は統括し、当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。
- (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報

告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ各企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席する機会を確保する。また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。
 - ② 監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。
 - ② 取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。
 - ③ 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
 - ④ 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。
- (12) 反社会的勢力を排除するための体制
- ① 当社グループは、「法令順守マニュアル」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える所謂反社会的勢力及び団体とは断固として絶縁する旨定めている。
 - ② 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行っており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携のうえ対応できる体制にある。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	98,322	流 動 負 債	72,768
現金及び預金	13,260	支払手形及び買掛金	24,422
受取手形及び売掛金	45,785	短期借入金	44,101
商品及び製品	37,758	一年内返済予定の長期借入金	3,076
繰延税金資産	79	未払法人税等	247
その他	1,480	賞与引当金	138
貸倒引当金	△42	その他	783
固 定 資 産	9,627	固 定 負 債	14,315
有 形 固 定 資 産	2,203	長期借入金	12,305
建物及び構築物	500	繰延税金負債	1,609
土地	1,677	退職給付に係る負債	215
その他	25	資産除去債務	6
無 形 固 定 資 産	46	負ののれん	125
その他	46	その他	53
投資その他の資産	7,377	負 債 合 計	87,084
投資有価証券	5,190	純 資 産 の 部	
破産更生債権等	15,635	株 主 資 本	17,908
繰延税金資産	2,058	資本金	3,086
その他	159	資本剰余金	3,126
貸倒引当金	△15,667	利益剰余金	12,266
資 産 合 計	107,949	自己株式	△571
		その他の包括利益累計額	2,904
		その他有価証券評価差額金	2,679
		繰延ヘッジ損益	△5
		為替換算調整勘定	192
		退職給付に係る調整累計額	36
		少 数 株 主 持 分	52
		純 資 産 合 計	20,864
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	107,949

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		235,272
売 上 原 価		226,493
売 上 総 利 益		8,779
販売費及び一般管理費		4,229
営 業 利 益		4,549
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	57	
仕 入 割 引	28	
負 の の れ ん 償 却 額	62	
為 替 差 益	129	
そ の 他	13	299
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	170	
売 上 割 引	5	
そ の 他	19	194
経 常 利 益		4,653
特 別 損 失		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,720	
固 定 資 産 除 却 損	0	13,720
税金等調整前当期純損失		△9,067
法人税、住民税及び事業税	424	
法人税等調整額	△1,704	△1,279
少数株主損益調整前当期純損失		△7,787
少 数 株 主 利 益		18
当 期 純 損 失		△7,805

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,086	3,126	20,367	△571	26,009
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△294		△294
当 期 純 損 失 (△)			△7,805		△7,805
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△8,100	－	△8,100
当 期 末 残 高	3,086	3,126	12,266	△571	17,908

	その他の包括利益累計額					少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	2,157	－	278	4	2,440	27	28,476
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△294
当 期 純 損 失 (△)							△7,805
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	521	△5	△85	32	463	24	488
当 期 変 動 額 合 計	521	△5	△85	32	463	24	△7,611
当 期 末 残 高	2,679	△5	192	36	2,904	52	20,864

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

擘華企業股份有限公司、卓華電子（香港）有限公司、卓英國際貿易（上海）有限公司、EXCEL SINGAPORE PTE. LTD.、卓英電子貿易（深圳）有限公司、緯擘科技（香港）有限公司、EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.
なお、卓華電子科技（深圳）有限公司及び卓華電子科技（惠州）有限公司は、清算終了に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社7社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産……………主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法。

ただし、当社が、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

② 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

③ 長期前払費用……………定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付債務の期間帰属方法

退職給付債務の計算にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理の方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更による連結計算書類への影響はありません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の条件を充たしている為替予約について振当処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段……………為替予約
 - ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針……………当社のデリバティブ取引に対する方針は、為替変動リスクをヘッジすることを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法…ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、その効果の発現する期間（10年間）にわたって均等償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る。）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。
なお、この変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	827百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保資産	
投資有価証券	1,111百万円
現金及び預金	3百万円
計	1,115百万円
担保資産に対応する債務	
支払手形及び買掛金	234百万円
計	234百万円

III. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度末株式数
普通株式	9,086,755

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	147	17.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年10月27日 取締役会	普通株式	147	17.00	平成26年9月30日	平成26年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	147	17.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品を扱う商社として、仕入先と販売先の中間に位置し、決済のズレを仲介する金融機能を有しております。一時的な余剰資金は大手銀行の当座・普通・定期預金（一年以内）により運用し、短期的な運転資金は銀行借入（一年以内）により調達しております。また、破産更生債権等に対応するファイナンスとして長期借入金を導入しております。

デリバティブ取引は為替リスクを回避するために利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。また、グローバルに市場を展開していることから生じている外貨建ての営業債権及び営業債務は為替の変動リスクにさらされておりますが、リスク回避の観点から為替予約を行っております。投資有価証券は主として、取引先企業との紐帯強化を目的とした株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て一年以内の支払期日であります。

借入金は、短期及び長期借入金があります。なお、借入金については変動金利による調達のため、金利変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、外貨建て営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について担当営業所が取引先の状況を定期的にモニタリングし、与信限度額の申請を行い、また期日、残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引である為替予約の締結にあたってはカウンターパーティーリスクを軽減するために、信用力の高い大手金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は外貨建ての営業債権・債務について振当処理による為替予約を原則として付しております。連結子会社にあつては、財務諸表表示通貨及びその通貨と密接にリンクしている通貨建ての営業債権・債務が大部分を占めており、大口の異通貨取引については、リスクヘッジの為、為替予約を行い、当社との取引で円建ての営業債務を有する場合、極力決済期間を短くする（概ね30日以内）ことで対応しております。

投資有価証券については、定期的に時価を把握し、発行体の状況については通常の営業活動の中で異常事態があれば報告せしめる等の日常管理を行うほか、

取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直すこととしております。デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に基づき経理部にて取引、決済、管理を行い、月次の取引状況については取締役会に報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は各所課からの報告に基づき、経理部が6ヶ月毎の資金計画を立案、取締役会にて承認を受けた後、月次の状況を加味して適時に資金繰計画を作成・更新し、金融機関との協議を行い効率的かつ過不足のないよう流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	13,260	13,260	—
(2) 受取手形及び売掛金	45,785		
貸倒引当金（※1）	△42		
	45,742	45,742	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	5,177	5,177	—
(4) 破産更生債権等	15,635		
貸倒引当金（※2）	△15,635		
	—	—	—
資産 計	64,180	64,180	—
(1) 支払手形及び買掛金	24,422	24,422	—
(2) 短期借入金	44,101	44,101	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	15,381	15,381	—
負債 計	83,905	83,905	—
デリバティブ取引（※3）	(218)	(218)	—

（※1）受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法、並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒れ見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価が帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については取引先金融機関から提示された価格によっております。

為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売上債権、仕入債務と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金、買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表 計上額（百万円）
非上場株式	12

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

V. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,401円57銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失金額（△） | △900円72銭 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	44,382	流 動 負 債	27,650
現金及び預金	3,896	支払手形	391
受取手形	892	買掛金	2,484
売掛金	10,909	短期借入金	14,371
商品	3,066	一年内返済予定の長期借入金	3,076
前渡金	2	未払金	7,019
前払費用	17	未払費用	60
繰延税金資産	61	未払法人税等	76
未収入金	7,035	前受金	1
関係会社短期貸付金	17,448	預り金	14
その他	1,054	賞与引当金	129
貸倒引当金	△2	その他	25
固 定 資 産	20,179	固 定 負 債	14,053
有 形 固 定 資 産	2,183	長期借入金	12,305
建物	487	繰延税金負債	1,317
構築物	8	退職給付引当金	270
工具、器具及び備品	10	資産除去債務	6
土地	1,677	負ののれん	100
無 形 固 定 資 産	45	その他	53
ソフトウェア	43	負 債 合 計	41,703
電話加入権	1	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	17,950	株 主 資 本	20,183
投資有価証券	5,190	資本金	3,086
関係会社株式	353	資本剰余金	3,126
出資金	0	資本準備金	3,124
従業員に対する長期貸付金	11	その他資本剰余金	2
関係会社長期貸付金	12,305	利 益 剰 余 金	14,541
破産更生債権等	1	利益準備金	88
長期前払費用	3	その他利益剰余金	14,453
差入保証金	34	別途積立金	10,110
保険積立金	36	繰越利益剰余金	4,343
その他	47	自 己 株 式	△571
貸倒引当金	△32	評価・換算差額等	2,674
資 産 合 計	64,562	其他有価証券評価差額金	2,679
		繰延ヘッジ損益	△5
		純 資 産 合 計	22,858
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	64,562

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		27,847
売 上 原 価		25,600
売 上 総 利 益		2,246
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,115
営 業 利 益		131
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	69	
受 取 配 当 金	114	
仕 入 割 引	28	
経 営 指 導 料	377	
業 務 受 託 料	146	
負 の の れ ん 償 却 額	50	
為 替 差 益	169	
そ の 他	57	1,013
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	69	
売 上 割 引	10	
業 務 受 託 費 用	143	
そ の 他	18	242
経 常 利 益		902
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		901
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	243	
法 人 税 等 調 整 額	54	298
当 期 純 利 益		603

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,086	3,124	2	3,126	88	10,110	4,034	14,233	△571	19,875
当期変動額										
剰余金の配当							△294	△294		△294
当期純利益							603	603		603
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	308	308	-	308
当期末残高	3,086	3,124	2	3,126	88	10,110	4,343	14,541	△571	20,183

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	2,157	-	2,157	22,033
当期変動額				
剰余金の配当				△294
当期純利益				603
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	521	△5	516	516
当期変動額合計	521	△5	516	825
当期末残高	2,679	△5	2,674	22,858

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年～50年

無形固定資産……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用……………定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付の支出に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4. のれんの償却方法及び償却期間

平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、その効果の発現する期間（10年間）にわたって均等償却を行っております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

なお、この変更による計算書類への影響はありません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	753百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
担保資産	
投資有価証券	1,111百万円
担保資産に対応する債務	
買掛金	234百万円

3. 保証債務

被 保 証 者	保 証 金 額 (百万円)	保 証 債 務 の 内 容
擘華企業股份有限公司	2,977	金融機関からの借入金及び取引先に対する仕入債務
卓華電子（香港）有限公司	23,009	金融機関からの借入金、信用状及び取引先に対する仕入債務
EXCEL SINGAPORE PTE. LTD.	227	金融機関からの借入金及び取引先に対する仕入債務
卓契国際貿易（上海）有限公司	329	金融機関からの借入金
緯擘科技（香港）有限公司	143	金融機関からの借入金及び取引先に対する仕入債務
卓契電子貿易（深圳）有限公司	309	金融機関からの借入金
EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD.	81	金融機関からの借入金

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	1,402百万円
短期金銭債務	7,103百万円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売 上 高	3,492百万円
仕 入 高	917百万円
営業取引以外の取引高	711百万円

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

(単位：株)

	当事業年度期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末株式数
普 通 株 式	420,447	—	—	420,447

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	42
未払事業税否認	8
退職給付引当金損金算入限度超過額	87
貸倒引当金損金算入限度超過額	10
投資有価証券評価損否認	76
その他	55
繰延税金資産小計	281
評価性引当額	△130
繰延税金資産合計	151
繰延税金負債	
評価差額	△221
その他有価証券評価差額金	△1,185
その他	△0
繰延税金負債合計	△1,407
繰延税金資産の純額	△1,256

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収または支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。なお、この変更による計算書類への影響は軽微であります。

VI. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	卓華電子(香港)有限公司	所有 直接100%	当社販売先及び仕入先 役員の兼任、債務保証、 債権譲受、資金の貸付先	商品の販売(注1)	2,123	売掛金	1,107
				債務保証(注2) 保証料受入(注2)	23,009 19	其他流動資産	5
				経営指導料受入(注3)	317	其他流動資産	61
				債権譲受(注4)	37,743	未払金	6,990
				資金の貸付(注5) 利息の受取(注5)	27,746 68	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 其他流動資産	17,448 12,305 2
子会社	擘華企業股份有限公司	所有 直接100%	当社販売先及び仕入先 役員の兼任、債務保証	債務保証(注2) 保証料受入(注2)	2,977 4	其他流動資産	1

- (注) 1. 当社商品の販売については、市場価格等を参考に決定しております。
2. 債務保証については、金融機関からの借入金及び取引先に対する仕入債務に対する保証を行っているものであり、保証料については、市場金利等を勘案し合理的に決定しております。
3. 経営指導料については、経営指導料に関する覚書に基づいて決定しております。
4. 卓華電子(香港)有限公司が保有する売掛金を帳簿価額で譲り受けております。
5. 卓華電子(香港)有限公司に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間5年3カ月賦返済としております。なお、担保については受入れておりません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,637円63銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 69円61銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 エクセル

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小林 昌 敏 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エクセルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エクセル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 エクセル
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 小林 昌 敏 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 齋 藤 浩 史 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エクセルの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担及び監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び三優監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、担当取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図りました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社エクセル 監査役会

常勤監査役 吉 澤 雅 之 ㊟

社外監査役 都 甲 和 幸 ㊟

社外監査役 大 宮 竹 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、業績、当社グループを取り巻く環境、新事業展開のための内部留保、株主の皆様への安定的な利益還元等を総合的に勘案し、前期と同額の1株当たり17円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額147,327,236円

なお、中間配当金として17円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は前期に比べ2円増配の1株当たり34円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社定款におきましては、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第27条（社外取締役との責任限定契約）および第37条（社外監査役との責任限定契約）を規定しております。

今般、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第27条および第37条の規定をそれぞれ変更するものであります。なお、現行定款第27条の変更を本株主総会に提出することについては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、補欠監査役の予選に関する規定の項数が変更されておりますので、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(<u>社外</u>取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役<u>(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第<u>2</u>項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (記載省略)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社は、会社法第329条第<u>3</u>項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>④ (現行どおり)</p>
<p>(<u>社外</u>監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業環境の変化に対応し経営体制の強化を図るため、1名増員し取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	おお たき のぶ あき 大 滝 伸 明 (昭和31年1月21日生)	昭和54年4月 松下電送株式会社（現パナソニックシステムネットワークス株式会社）入社 平成13年9月 当社入社海外半導体販売推進部課長 平成18年6月 当社取締役新規事業推進本部長 平成23年4月 当社常務取締役新規事業推進本部長 平成25年6月 当社常務取締役事業推進統轄（現任） (重要な兼職の状況) 緯曄科技（香港）有限公司董事長	19,000株
2	たに むら い さく 谷 村 偉 作 (昭和30年3月9日生)	昭和52年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成17年7月 当社入社監査室長兼経営企画室長 平成19年6月 当社取締役監査室長兼経営企画室長 平成22年6月 当社常務取締役経営企画室長兼管理本部長 平成23年4月 当社専務取締役経営企画室長兼管理本部長 平成25年6月 当社代表取締役社長（現任）	22,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	うえ だ とよ お 上 田 豊 男 (昭和33年2月1日生)	昭和53年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役海外営業本部長兼営業管理部長 平成23年4月 当社常務取締役海外営業本部長 平成25年6月 当社常務取締役営業統轄 (現任) (重要な兼職の状況) EXCEL SINGAPORE PTE. LTD. MANAGING DIRECTOR	30,800株
4	おお た かつ お 太 田 勝 男 (昭和28年7月7日生)	昭和52年4月 株式会社三井銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成16年8月 株式会社ニデコ(現株式会社エクセル) 入社営業管理課長 平成19年9月 当社監査室長 平成23年11月 当社経本部副本部長 平成24年6月 当社取締役経本部本部長兼経理部長 平成26年4月 当社取締役管理本部本部長兼経理部長(現任)	6,200株
5	とみ なが ゆき え 富 永 之 衛 (昭和32年1月20日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年4月 当社大阪支店長 平成18年4月 卓華電子(香港)有限公司董事長(現任) 平成25年6月 当社執行役員海外第一営業本部長 平成26年6月 当社取締役海外第一営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) 卓華電子(香港)有限公司董事長 卓煇電子貿易(深圳)有限公司董事長 EXCEL ELECTRONICS TRADING (THAILAND) CO., LTD. MANAGING DIRECTOR	2,620株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
6	さ じ ひろし 佐 治 寛 (昭和16年4月28日生)	昭和40年4月 早川電機工業株式会社 (現シャープ株式会社) 入社 平成5年6月 同社取締役通信オーディオ事業 本部長 平成7年6月 同社常務取締役 平成10年6月 同社代表取締役専務取締役 平成15年5月 同社代表取締役副社長 平成20年6月 同社代表取締役副社長 退任 平成21年4月 シャープディスプレイプロダク ト株式会社(現堺ディスプレイ プロダクト株式会社) 代表取締 役社長 平成24年6月 同社代表取締役社長 退任 平成25年6月 当社取締役(現任)	0株
※7	お がわ し ろう 小 川 志 郎 (昭和32年6月28日生)	昭和60年8月 株式会社モリマツ入社 平成8年12月 株式会社ニデコ(現株式会社エ クセル) 入社 平成22年4月 当社海外電子部品販売推進部長 平成25年6月 当社執行役員海外電子デバイス 販売推進本部長(現任)	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 佐治 寛氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と知識を当社の経営に活かしていただくとともに、幅広い見地から当社の経営全般に的確な助言をいただくためであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 佐治 寛氏は、当社との間で、法令に定める限度まで賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、同契約を継続する予定であります。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

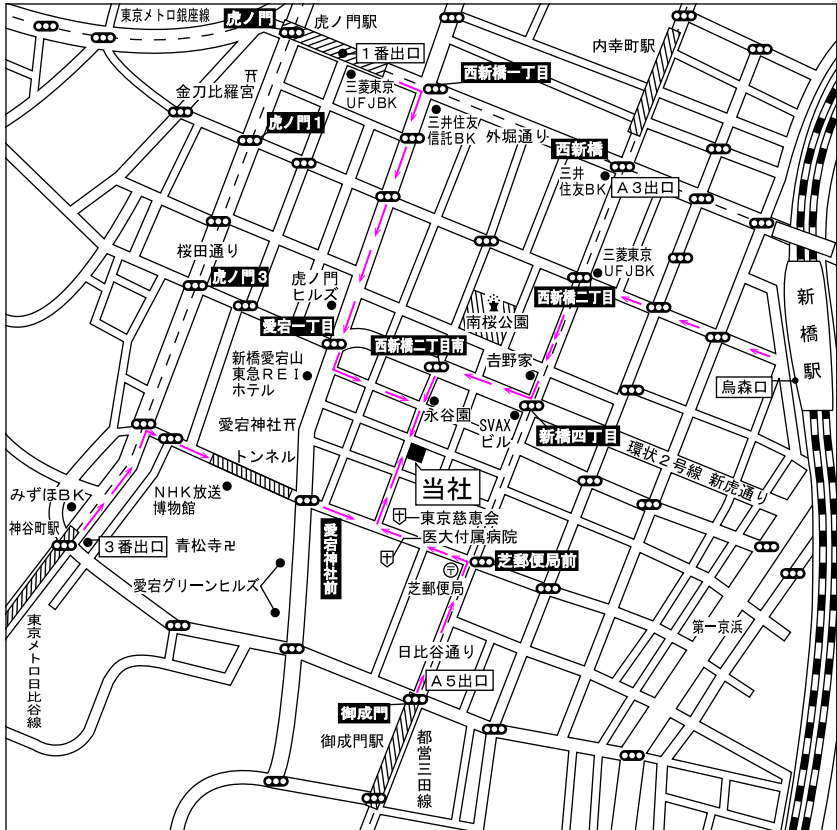
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

第55期定時株主総会会場ご案内図

東京都港区西新橋三丁目12番10号

当社本社 5階会議室

電話 03(5733)8402 (総務人事部)



～交通のご案内～

- | | | | |
|-------|-------|-------------|----------|
| ■地下鉄 | 都営三田線 | 御成門駅 A 5 出口 | 徒歩約 6 分 |
| ■地下鉄 | 銀座線 | 虎ノ門駅 1 番出口 | 徒歩約 10 分 |
| ■地下鉄 | 日比谷線 | 神谷町駅 3 番出口 | 徒歩約 8 分 |
| ■ J R | 新橋駅 | 烏森口出口 | 徒歩約 13 分 |

